

## 第1回「柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会」議事要旨

平成20年9月24日（水）10：30～12：00

国土交通省 11階特別会議室

### <出席委員>

桑原委員、屋井委員、村木委員、森野委員、桑名委員、上坂委員

#### 1. 設立趣旨及び設置要綱について

- ・出席委員の了承が得られた。
- ・委員長より、屋井委員が委員長代理に指名された。

#### 2. 主な議事内容

##### ○道路構造令の概要及び道路構造令に関する指摘について

- ・そもそも「道路構造令」という名称自体が、いかにも硬い印象を与えており、名称のあり方も議論してよいのではないか。
- ・地方部の道路だけでなく、都市部における歩道と車道を分けない道路の使い方、道路空間の再構築への対応など、視野を広げて議論したい。
- ・数少ない事例をもって針小棒大に道路構造令が悪く書かれている印象があるが、それに対してきちんと説明できていない弱さを感じる。
- ・道路構造令の規定が地域の実情に合わないということと、一律に縛りすぎてきるといふ議論は分けて考えるべき。例えば自転車歩行者道の幅員3m以上という基準は過大であると感じる。その一方で、地方が独自に研究し、基準を作ることには困難であり、過大な規定は見直しつつも、基準自体は国が明確に示すべき。
- ・「やむを得ない場合」の裁量性など、道路構造令の趣旨と現場での運用とに隔たりがあるように思われる。1.5車線の道路整備のような事例やベストプラクティスを地方に提供していく方法を検討することも必要。
- ・地域の実情に応じた道路整備の実現には、現場の人間が見てわかりやすいマニュアルと、責任者の理解が必要。
- ・現場で役所の技術者が減っている中で、どうしても安全サイドで設計してしまう傾向もあるのではないか。
- ・柔軟な規定があっても、地方から見ると、どの辺りまで裁量を発揮してよいか分からないため、多くの事例を紹介することが良いのではないか。
- ・計画交通量による道路の区分のあり方の適否についても、継続的課題として別途検討する必要もあるのではないか。

- ・道路構造令が道路事業を進める中の、計画段階、都市計画決定、事業実施段階など、どの段階でどのレベルまで関わってくるのか、実態が分かると今後の議論の助けになるのではないか。
- ・道路構造を変更しにくい点について、地権者との信頼関係が大切な中で、過去の地権者説明の内容を変更することは簡単ではない、という現場の難しさもあるのではないか。

○検討方針及びスケジュールについて

- ・コンサルタントにもヒアリングしたほうがよい。
- ・道路構造令ではなく、運用マニュアルの記載を根拠に収用している事例について実態を把握することも必要。

(文責 柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会事務局)